

省エネ住宅普及促進事業 横浜市省エネ住宅補助制度実施要領

制 定 建住政第150号 平成26年6月23日

最近改正 建住政第274号 令和4年5月13日

(目的)

第1条 この要領は、「省エネ住宅普及促進事業 横浜市省エネ住宅補助制度要綱」(以下「要綱」という。)に基づき実施される事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(エコリノベーション等工事)

第2条 要綱第2条第1項第5号の規定に基づき、市長が定める工事は、別表に掲げる「A. 断熱性能に関する改修工事」及び「B. 設備改修工事等」とする。

(断熱性能を高めることによる掛かり増し費用)

第3条 要綱第5条第1項の規定に基づき、市長が定める断熱性能を高めることによる掛かり増し費用は、補助対象となる工事を実施する住宅等において、申請する外皮平均熱貫流率の仕様から、意匠及び構造等の他の条件を変更せず、外皮平均熱貫流率が0.6程度となる仕様とした場合の建材にかかる費用を比較して算出するものとする。なお、断熱材については、補助対象となる工事を実施する住宅等と同一のもので、厚さ等の変更により外皮平均熱貫流率が0.6程度となる仕様とした場合の費用とする。

(普及啓発の取組への協力)

第4条 要綱第13条の規定に基づき、市長が求める普及啓発の取組は、次の各号とする。

(1) 要綱第3条第1項第1号及び第2号に掲げる新築工事及び断熱改修工事

ア 入居又は改修後12カ月間分の温湿度測定データの提供

イ 室内表面温度の測定

ウ 入居又は改修後12カ月間分の電気及びガス等のエネルギー消費量データの提供

エ 入居又は改修後に2回の住み心地等についてアンケートへの回答

オ 設計上で配慮した事項に関する設計者の見解

カ 施工上で配慮した事項に関する工事施工者の見解

キ 施工中及び完成時に市民及び事業者を対象とした見学会の実施

ク その他、省エネ住宅の普及啓発に必要な取組

(2) 要綱第3条第1項第3号に掲げる住宅の断熱改修工事

ア 改修前及び改修後1年間のエネルギー消費量(電気及びガス)のデータ記録

イ 改修前及び改修後の住まいの健康性の評価(CASBEE健康チェックリストを用いた評価)

2 補助金の交付の申請を行う者は、補助金交付申請書の提出の際に省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書(要領第4号様式)を併せて提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月13日から施行する。

別表 補助対象工事のモデル工事費一覧

		補助対象工事のモデル工事費（※1）	仕様・備考
A. 断熱性能に関する改修工事	既存開口部の断熱改修	<p>■外窓交換※ : 大 16.8 万円 / 箇所 ■内窓設置 : 中 12.8 万円 / 箇所 小 11.2 万円 / 箇所</p> <p>※古いサッシを窓ごと取り外し、新しい断熱窓を取り付ける工事</p> <p>■ガラス交換 : 大 6.4 万円 / 枚 中 4.8 万円 / 枚 小 1.6 万円 / 枚</p>	<p>■国土交通省所管の「こどもみらい住宅支援事業」（事務局はこどもみらい住宅支援事業事務局）（以下「こどもみらい住宅支援事業」という）において登録されている建材のうち、「省エネ」または「省エネ・防音」の区分の建材であること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。</p> <p>■窓の寸法により補助金額が異なる。 <外窓・内窓> 大 :2.8 m²以上 中 :1.6 m²以上 2.8 m²未満 小 :0.2 m²以上 1.6 m²未満 <ガラス交換> 大 :1.4 m²以上 中 :0.8 m²以上 1.4 m²未満 小 :0.1 m²以上 0.8 m²未満</p>
	ドア	<p>■玄関ドア等の交換 : 大 25.6 万円 / 箇所 小 22.4 万円 / 箇所</p>	<p>■「こどもみらい住宅支援事業」において登録されている建材のうち、「省エネ」または「省エネ・防音」の区分の建材であること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。</p> <p>■ドアの寸法により補助金額が異なる。 <開戸> 大:1.8 m²以上 小:1.0 m²以上 1.8 m²未満 <引戸> 大:3.0 m²以上 小:1.0 m²以上 3.0 m²未満</p>
	既存床・外壁・屋根の断熱改修	<p>【一戸建ての住宅】</p> <p>外 壁:A-C 区分 13.6 万円/m³ D-F 区分 20.4 万円/m³ 屋根・天井:A-C 区分 4.8 万円/m³ D-F 区分 8.2 万円/m³ 床 :A-C 区分 16.26 万円/m³ D-F 区分 24.4 万円/m³</p> <p>■外壁 ■屋根・天井 ■床</p> <p>【共同住宅等】</p> <p>外 壁:A-C 区分 48.0 万円/m³ D-F 区分 74.1 万円/m³ 屋根・天井:A-C 区分 7.2 万円/m³ D-F 区分 11.5 万円/m³ 床 :A-C 区分 19.5 万円/m³ D-F 区分 32.5 万円/m³</p>	<p>■「こどもみらい住宅支援事業」において登録されている建材、または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもので、厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。</p> <p>■断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 <断熱材の区分> A-C 区分: 熱伝導率(W/m・K) 0.052~0.035 D-F 区分: 熱伝導率(W/m・K) 0.034 以下</p>

B. 設備 改修 工事等	設備の 高効率化工事	■太陽熱利用システム : 45.2 万円/戸	■ 「こどもみらい住宅支援事業」において登録されている建材であること。なお、登録されていない場合は以下の要件を満たすものであること。 ・強制循環式のもので、JIS A4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
		■高断熱浴槽 : 34.9 万円/戸	■ 「こどもみらい住宅支援事業」において登録されている建材であること。なお、登録されていない場合は以下の要件を満たすものであること。 ・JIS A 5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
		■高効率給湯器 : 24.3 万円/戸	■ 「こどもみらい住宅支援事業」において登録されている建材であること。なお、登録されていない場合は以下の要件を満たすものであること。
		・電気ヒートポンプ給湯器	・JIS C 9220に基づく年間給湯保温効率(ただし、当該給湯機がふろ熱回収機能を有する場合は、ふろ熱回収なしの値)、又は年間給湯効率が3.0以上
		・潜熱回収型ガス給湯器	・給湯部熱効率が94%以上であること。
		・潜熱回収型石油給湯器	・連続給湯効率が94%以上であること。
		・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器	・熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であること。
		■節湯水栓 : 5.3 万円 /台	■ 「こどもみらい住宅支援事業」において登録されている建材であること。なお、登録されていない場合は以下の要件を満たすものであること。 ・JIS B 2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
■家庭用コージェネレーション設備 : 13.0 万円/戸	■燃料電池発電ユニット ・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。 ■ガスエンジン給湯器 ・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。		
■蓄電池 : 13.0 万円/戸	■ ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。		

	■LED 照明	: 13.0 万円/戸	■工事を伴うものに限る。
--	---------	-------------	--------------

※1 補助対象工事の実際の工事費がモデル工事費未満の場合は、実際の工事費の千円未満を切り捨てた額を用いて要綱第5条第2項の規定を適用する。

要領第1号様式（第3条）

補助申請額の内訳表

法人名及び代表者名				
申請する外皮平均熱貫流率 ($U_A =$) のとき	①	円	③	円
$U_A = 0.6$ 程度の仕様のとき	②	円	④	円
かかり増し費用 ⑤ (2者のいずれか低い額)	①-②	円	③-④	円
要綱に基づく補助上限金額	⑥			円
補助申請額 ⑤と⑥のいずれか低い額				円

・ 掛かり増し費用については、要綱第5条第1項第1号に基づき千円未満を切り捨てた額とする。

(添付書類)

・ 見積書 (要領第2号様式)

様

〒
住所
法人名及び代表者名

印

見積書

1 対象住宅

住宅名称	
所在地	

2 見積金額における補助対象の内訳

		外皮平均熱貫流率 (U _A 値) ごとの補助対象建材の金額			
		外皮平均熱貫流率 (U _A =) のとき		U _A =0.6 程度の仕様のとき	
		主な仕様 (性能値など)	金額	主な仕様 (性能値など)	金額
窓			円		円
ドア			円		円
断熱材※	屋根・天井		円		円
	外壁		円		円
	床		円		円
	基礎 (外気)		円		円
	基礎 (内側)		円		円
合計			円		円

※断熱材については、第3条に基づき申請する住宅の仕様と同一の材料を用いて、その厚さ等の変更により U_A=0.6 程度となる仕様を採用すること。

要領第3号様式（第2条）

補助申請額の内訳表

				建て方						
				補助率		%				
補助対象工事				モデル工事費		数量		補助申請額		
A. 断熱性能に関する改修工事	既存開口部の断熱改修	窓	外窓交換	大	万円/箇所		箇所			
				中	万円/箇所		箇所			
				小	万円/箇所		箇所			
			内窓設置	大	万円/箇所		箇所			
				中	万円/箇所		箇所			
				小	万円/箇所		箇所			
			ガラス交換	大	万円/枚		枚			
				中	万円/枚		枚			
				小	万円/枚		枚			
		ドア	玄関ドア等の交換	大	万円/箇所		箇所			
	小			万円/箇所		箇所				
	既存床・外壁・屋根の断熱改修	外壁	A-C	円/m ³		m ³				
			D-F	円/m ³		m ³				
		屋根・天井	A-C	円/m ³		m ³				
			D-F	円/m ³		m ³				
		床	A-C	円/m ³		m ³				
			D-F	円/m ³		m ³				
	A： モデル工事費の合計				円	実際の工事費の合計				円
	B. 設備改修工事等	B-1. 設備の高効率化工事	太陽熱利用システム	円/戸		種類	円			
			高断熱浴槽	円/戸		種類	円			
高効率給湯器 (電気ヒートポンプ給湯器、 潜熱回収型ガス給湯器、 潜熱回収型石油給湯器、 ヒートポンプ・ガス瞬間式併 用型給湯器)			円/戸		種類	円				
B-1： モデル工事費の合計			円	実際の工事費の合計		円				
		家庭用コージェネレーション	円/戸		種類	円				

	設備				
	蓄電池	円/戸		種類	円
	LED照明	円/戸		種類	円
	B (B-1、B-2) : モデル工事費の合計	円	実際の工事費の合計		円
補助対象工事費の小計 (①)	A及びB-1にかかる「モデル工事費」又は「実際の工事費」の合計のうち、いずれか低い額				円
補助対象工事費の小計 (②)	B-2の各工事にかかる「モデル工事費」又は「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の合計				円
補助対象工事費の合計額 (③)	①+②				円
補助金額の算定 (④)	③×補助率 (10%又は23%) ※千円未満切り捨て				円
要綱に基づく補助上限金額 (⑤)	<p>【一戸建ての住宅】</p> <p><input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率が 0.87W/(㎡・K)以下で、BELS の認証を取得するもの 500,000 円</p> <p><input type="checkbox"/> 居室1室以上の全ての開口部及び複数の開口部について仕様基準を満たすもの 500,000 円</p> <p>【共同住宅】</p> <p><input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率が 0.87 W/(㎡・K)以下で、BELS の認証を取得するもの 150,000 円</p> <p><input type="checkbox"/> 居室1室以上の全ての開口部及び複数の開口部について仕様基準を満たすもの 150,000 円</p> <p><input type="checkbox"/> 改修に係る室の床面積に 3,800 円/㎡を乗じて得た額</p>				
補助申請額 (④、⑤のいずれか小さい額)					円

※補助申請金額は、モデル工事費又は実際の工事費に要綱第5条第1項第2号に掲げる補助率を乗じて得た金額の合計額とする。

※共同住宅の補助上限金額については、150,000 円又は改修に係る室の床面積に 3,800 円/㎡を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

※補助申請額は、要綱第5条第1項第2号に基づき千円未満を切り捨てた額とする。

横浜市長

申請者（所有者・区分所有者等）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

電 話 （ ）

省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書

私は、省エネ住宅普及促進事業横浜市省エネ住宅補助制度要綱に基づき実施される補助申請にあたり、要綱第13条の普及啓発活動及び広報活動の一環として下記の内容について同意いたします。

- 1 要綱第3条第1項第1号及び第2号に掲げる新築工事及び断熱改修工事を行う場合
 - (1) 入居又は改修後12カ月間分の温湿度測定データの提供
 - (2) 室内表面温度の測定
 - (3) 入居又は改修後12カ月間分の電気及びガス等のエネルギー消費量データの提供
 - (4) 入居又は改修後に2回の住み心地等についてアンケートへの回答
 - (5) 設計上で配慮した事項に関する設計者の見解
 - (6) 施工上で配慮した事項に関する工事施工者の見解
 - (7) 施工中及び完成時に市民及び事業者を対象とした見学会の実施
 - (8) その他、省エネ住宅の普及啓発に必要な取組
- 2 要綱第3条第1項第3号に掲げるエコリノベーション等工事を行う場合
 - (1) 改修前及び改修後12カ月間分のエネルギー消費量（電気及びガス）のデータ記録
 - (2) 改修前及び改修後の住まいの健康性の評価（CASBEE 健康チェックリストを用いた評価）

上記に関する連絡先

携帯電話	
Eメールアドレス	

【連絡先について】

次年度以降もアンケート調査や効果検証等にご協力いただく場合がありますので連絡先の記入をお願いします。なお、いただいた個人情報は本目的以外には使用しません。